

第64回全国植樹祭 鳥取県実行委員会 会則(案)

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会則(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、「第64回全国植樹祭」(以下「植樹祭」という。)を開催し、記念式典、植樹行事をはじめ活力のある健全な森林づくりと森林の環境保全に対する意識の高揚を図るために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 植樹祭の開催に必要な企画及び運営に関すること
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、副会長、委員、監事及び参与(以下「委員等」という。)で構成する。

- 2 会長は、鳥取県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、鳥取県議会議長及び開催地(式典会場)首長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 監事は、鳥取県会計管理者をもって充てる。
- 6 参与は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員等の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、前条第3項に掲げる順序により、その職務を代理する。

- 3 委員は、この会則に従い議事の審議をする。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、植樹祭の運営方針及び具体的運営方法に関し、助言するものとする。

(委員等の任期)

第6条 委員等の任期は、第17条の規定により実行委員会が解散することとなる日までとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第7条 委員等への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書の規定により旅費を支給する場合には、鳥取県職員の例に準じて支給することとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会、及び専門委員会とする。

(総会)

第9条 実行委員会の総会(以下「総会」という。)は、会長、副会長及び委員(以下「実行委員」という。)並びに監事及び参与をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (2) 植樹祭の企画及び運営の基本事項に関すること
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること
 - (4) 幹事会へ委任する事項に関すること
 - (5) 専門委員会へ付託する事項に関すること
 - (6) その他植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること
- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会し、議

決することができない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は、書面をもって議決に加わることができる。

5 総会の議事は、出席した実行委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、総会に実行委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会長の専決処分）

第10条 会長は、緊急を要し総会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

（幹事会）

第11条 実行委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって構成し、会長が委嘱する。

3 幹事長は、鳥取県農林水産部長をもって充てる。

4 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。

5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。

6 幹事会は、次の事項について審議し、決定する。

（1）総会に付議すべき事項に関する事

（2）総会から委任された事項に関する事

（3）第9条第3項各号に掲げる事項以外で、植樹祭の実施に関して必要な事項に関する事

（4）その他会長が必要と認める事項に関する事

7 幹事会は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定した時は、次の総会に、これを報告しなければ

ならない。

8 第9条第4項及び第5項の規定は、幹事会の会議において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事」にそれぞれ読み替えるものとする。

9 前8項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第12条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、委員長、副委員長、専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって構成し、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 第6条及び第7条の規定は、専門委員会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「専門委員等」と読み替えるものとする。

5 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について審議し、決定する。

7 専門委員会は、前項に掲げる事項を審議し、決定した時は、次の総会にこれを報告しなければならない。

8 第9条第4項及び第5項の規定は、専門委員会の会議において準用する。この場合において、「総会」とあるのは「専門委員会」に、「実行委員」とあるのは「専門委員」にそれぞれ読み替えるものとする。

9 前8項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を鳥取県農林水産部森林・林業総室内に置く。

2 事務局は、事務局長、事務局職員により構成する。

3 事務局長は鳥取県農林水産部森林・林業総室長をもって
充て、事務局全体の総括を行う。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、この会則
に定めるもののほか、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入を
もって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の
議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の
承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり
翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定
めるもののほか、鳥取県の財務に関する諸規程に準ずる
ものとする。

第6章 解散

(解散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成され事業報告を
行った後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、鳥取県
に帰属するものとする。

第7章 補則

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営
に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

1 この会則は、平成22年 月 日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条第1項の規
定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成23年3月
31日までとする。

別表(第4条関係)

役 職	各団体における役職
委 員	<p>鳥取県議会農林水産商工常任委員会委員長 鳥取県警察本部長 独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター中国 四国整備局鳥取水源林整備事務所所長 社団法人鳥取県緑化推進委員会理事長 財団法人鳥取県造林公社理事長 鳥取県森林審議会会長 鳥取県林業協会会長 鳥取県森林組合連合会会長 鳥取県木材協同組合連合会会長 鳥取県山林樹苗協同組合理事長 財団法人日本きのこセンター理事長 鳥取県林業研究グループ連絡協議会会長 鳥取県漁業協同組合代表理事組合長 鳥取県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長 鳥取県農業協同組合中央会会長 鳥取県連合婦人会会長 鳥取県生活協同組合全域理事 社団法人鳥取県物産協会会長 社団法人鳥取県観光連盟会長 財団法人鳥取県観光事業団理事長 鳥取県商工会連合会会長 鳥取県環境審議会会長 とっとり環境ネットワーク代表 森林保全活動関係者(森林ボランティア等) 学識経験者(大学教授等) 鳥取県市長会会長 鳥取県町村会会長</p>



役職	各団体における役職
委員	開催地(植樹会場)首長 近畿中国森林管理局鳥取森林管理署署長 環境省中国四国地方環境事務所米子自然環境事務所所長 鳥取県文化観光局長 鳥取県農林水産部長 鳥取県教育委員会教育長
参与	株式会社新日本海新聞社代表取締役社主 株式会社山陰中央新報社代表取締役社長 日本放送協会鳥取放送局局長 株式会社山陰放送代表取締役社長 日本海テレビジョン放送株式会社代表取締役社長 山陰中央テレビジョン放送株式会社代表取締役社長